

## 10 測量・設計等提出書類記載要領

### **書類 測1 登録証明書又は登録通知書** **必須**

登録を受けている事業の登録証明書を提出してください。

#### 【注意事項】

- 申請日時点で、有効なものを提出してください。
- 更新手続中の場合は、現在手元にある通知書と、更新申請中である旨が分かる書類を提出し、更新完了後速やかに登録通知書を提出してください。

### **書類 測2 現況報告書等** **該当者のみ**

下の表の左欄の種目への登録を申請する場合は、右欄の必要書類を提出してください。

	登録を申請する種目	必要書類	備考
(1)	<b>土木設計（土木関係建設コンサルタント）</b> ※ 交通局及び上下水道局における建設コンサルタントを含む。 <b>地質調査</b> <b>補償・調査その他（補償コンサルタントに限る。）</b>	<b>現況報告書（確認印のあるものに限る。）の写し</b> <b>直前1事業年度分</b>	下記注 1, 3
(2)	<b>測 量</b>	<b>測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し</b> <b>直前1事業年度分</b>	下記注 2, 3

注1 現況報告書に氏名の記載のある技術者について、**書類 測4**（技術者経歴書）の「現況」欄に○印を付けてください。その技術者についての**書類 測5**（技術者の資格証明書等）の提出は不要です。

また、現況報告書の提出により、**書類 測3**（財務諸表等）の提出も不要となります。

2 測量法第55条の8の規定に基づく書類の提出により、**書類 測3**（財務諸表等）の提出が不要となります。

3 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績が分かるものを提出してください。

## 書類 測3 財務諸表等 該当者のみ

補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計への種目登録を申請する場合は、下の表に記載の書類を提出してください。

書類 測2（現況報告書等）の提出が必要な種目登録を申請する場合は、この書類の提出は必要ありません。

	提出書類	対象年度
法人の場合	決算報告書（貸借対照表及び損益計算書の部分の写しで可）（※1）	申請日の直前1事業年度分 （※2, ※3, ※4）
個人の場合	○ 確定申告書の写し ○ 確定申告に添付した収支内訳書の写し	申請日の直前1年間の決算期ごとに各1部

※1 貸借対照表及び損益計算書の部分の写しを提出する場合で、その部分に会社名が明記されていないときは、欄外に会社名を記入してください。

※2 直近の決算報告書を未作成の場合（事業年度末が申請日の直前である場合など）は、その前の1事業年度分の決算報告書を提出してください。

※3 決算期の変更などで直前の事業年度の期間が1年に満たない場合は、その前年度の決算報告書も併せて提出してください。

※4 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績が分かるものを提出してください。

## 書類 測4 技術者経歴書（測量・設計等） 必須

### 【注意事項】

- 測量、土木設計、建築設計に種目登録をする場合は、それぞれの指定様式を使用してください。地質調査、設備設計、補償・調査その他に種目登録をする場合は、「その他」の様式を使用してください。
- 2枚以上になる場合は、できる限り両面印刷としてください。ただし、2種目登録の場合は、1種目ずつ別の紙にしてください。

### 【記入上の注意】

#### (1) 記入を要する技術者（全種目共通）

- 本店又は主たる事務所が京都市内にある場合は、常勤雇用している技術者全員を記入してください。
- 本店又は主たる事務所が京都市内でない場合は、京都市発注の業務に従事可能な常勤雇用している技術者（京都市を担当する支社等に属する技術者等）を記入してください。

#### (2) 「現況」欄（土木設計、地質調査、補償調査）

書類測2「現況報告書」に氏名の記載のある技術者について、○を付けてください。

- (3) 測量・土木設計の2種目登録申請を行う場合（4ページの「測量・土木設計の2種目登録について」参照）  
「測量」と「土木設計」について、それぞれ別に技術者経歴書を作成してください。その際、技術者を重複して記入することはできません。

## **書類 測5 技術者の資格証明書等** **該当者のみ**

### 【注意事項】

- **書類 測4**（技術者経歴書）に記入した技術者について、下の表の左欄の区分に応じ、右欄の書類を提出してください。

技術者	提出書類
<b>書類測4</b> （技術者経歴書）の 「現況」欄に○印のない技術者 ※ <b>書類測2</b> 現況報告書に氏名の記載のない技術者	① 資格証明書、免許証又は登録証明書等 ② 常勤の技術者について、常用雇用を確認できる書類 例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書の写し 会社名の記載のある健康保険証等の写しなど
<b>書類測4</b> （技術者経歴書）の 「現況」欄に○印のある技術者 ※ <b>書類測2</b> 現況報告書に氏名の記載のある技術者	資格証明書等の提出は不要です。（ <b>書類測2</b> （現況報告書）では確認できない資格については、資格証明書等を添付してください。）。